

日頃の練習の成果を披露



五泉市・村松町

合併協議会だより

発行…五泉市・村松町合併協議会

第4号

合併の期日は、平成18年1月1日

11月4日、村松町さくらんど会館で第4回合併協議会を開催しました。

合併の期日、議会の議員の定数及び任期の取扱い（在任期間を除く）や、行財政調整方針案（その3）などが承認されました。

主な協議内容

○議案第10号

合併の期日について

合併の期日については、平成18年1月1日となりました。

○議案第11号

議会の議員の定数及び任期の取扱いについて

新市の議会議員については、在任特例を適用し、その後の定数は30人とする事が承認されました。在任期間については、結論に至らず、基本項目検討委員会で協議することになりました。

○議案第12号

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて

在任特例を1年間適用し、その後の選挙委員の定数を30人とする事が承認されました。

○議案第13号

特別職の身分の取扱いについて

特別職の給料や報酬額については、現在の五泉市の額とすることが承認されました。（表1参照）

○議案第14号

財産及び債務の取扱いについて

両市町の所有する財産及び債務はすべて新市に引き継ぐことが承認されました。

○議案第15号

一般職の職員の身分の取扱いについて

両市町の一般職員は合併特例法により、すべて新市の職員として引き継ぐことが承認されました。

○議案第16号

行財政調整方針案（その3）について

新市の行財政制度は、3つに分け、調整されます。今回は、調整が難しく、時間を要する制度について、調整方針案を協議しました。その結果、原案のとおり承認されました。（3・4ページ参照）

表1 特別職の給料・報酬額

区 分	職 名	五 泉 市	村 松 町
四 役 (月額)	長	834,000円	781,000円
	助 役	636,000円	597,000円（2名）
	収 入 役	586,000円	町長が指定する助役が兼掌
	教 育 長	571,000円	521,000円

区 分	職 名	五 泉 市	村 松 町
議 会 の 議 員 (月額)	議 長	386,000円	302,000円
	副 議 長	316,000円	257,000円
	常任委員長		242,000円
	議 員	299,000円	236,000円
農 業 委 員 会 員 の 委 員 (月額)	会 長	47,600円	38,000円
	会長代理	33,600円	31,700円
	部 会 長	33,600円	
	委 員	31,200円	27,300円

区 分	職 名	五 泉 市	村 松 町
教 育 委 員 会 (月額)	委 員 長	47,000円	37,800円
	委 員	37,000円	27,100円
選 挙 管 理 委 員 会	委 員 長	月額 21,700円	年額 45,200円
	委 員	月額 18,600円	年額 33,400円
監 査 委 員 (月額)	識見委員	53,200円	42,700円
	議会代表	33,500円	27,300円
公 平 委 員 会 (年額)	委 員 長	17,700円	新潟県市町村総合事務 組合に加入
	委 員	16,600円	
固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会 (年額)	委 員	16,600円	29,000円

表2 今回承認された行財政調整方針（その3）

項 目	現 況		調 整 方 針
	五 泉 市	村 松 町	
市（町）章	昭和59年11月制定 「五」の字を「泉」という字で囲み、円状の字は円満な行政を象徴し、上部のとんがりは発展を表したものである。	昭和50年11月制定 村松藩の紋所として、長い間使われてきた釘抜きを緑と白で表している。	合併後速やかに制定する。
市（町）民憲章	昭和59年11月制定 わたしたちは、みんなで「栄えゆく わが泉の里 五泉市」をこんなまちにつくりましょう。 ○水と緑が豊かな 美しいまち ○「きなせや」の心が通う あたたかいまち ○文化の輪が広がる 潤いのあるまち ○スポーツが楽しめる 明るいまち ○産業が盛んな 活気のあるまち	昭和50年11月制定 わたしたち村松町民は、次のことを日常生活の信条としてよりよい町づくりと、よりよい町民となるために努力します。 ○わたしたちは、心と体をきたえ、あたたかい明るいまちをつくれます。 ○わたしたちは、働くことを喜び、力強くゆたかなまちをつくれます。 ○わたしたちは、緑と自然を愛し、住みよいきれいなまちをつくれます。	同 上
市（町）の花、木	花 - 木 いちょう	花 さくら 木 あかまつ	同 上
行政連絡員制度	任期は1年、人数は194人。 職務内容 ①住民に対する一般周知事項の伝達、回覧、配布、及び取りまとめ等に関すること ②住民に対する文書その他の送達に関すること ③共同募金、日赤募金又は見舞金品等の取りまとめ、又はあっせんに関すること ④選挙執行時における選挙公報等の配布に関すること ⑤その他市長が、公共のため必要と認め特に委託した事務に関すること 委託料(年額) 1地区 5,000円 1世帯当たり 1,500円	任期は1年、人数は182人。 職務内容 ①住民への一般周知事項の伝達、広報ほか、各種文書の配布、回覧 ②町が行う事務に関する調査等の取りまとめ ③各種募金等の取りまとめ ④水害等の災害発生時における付近の見回り、被災状況の取りまとめ及び報告 ⑤その他町長が必要と認めること 報酬(年額) 1町内当たり 年額10,800円 1世帯当たり 年額 1,760円	職務内容・委託料・報酬の相違については、合併後、速やかに調整する。
組 織	総務課、企画財政課、税務課、市民環境課、健康福祉課、高齢福祉課、商工観光課、農林課、都市整備課、上下水道局、学校教育課、生涯学習課、農業委員会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員会事務局、議会事務局、会計課、消防本部、図書館、学校給食センター	総務課、企画財政課、税務課、住民課、保健福祉課、農林課、商工観光課、建設課、出納室、議会事務局、農業委員会事務局、学校教育課、生涯学習課、消防本部、上下水道局	合併までに調整する。
職 員	市長部局 253人 教育委員会部局 62人 選挙管理委員会部局 8人(併任) 監査委員会部局 3人 農業委員会部局 6人 水道企業部局 17人 議会部局 4人 消防部局 49人 計 394人	町長部局 169人 教育委員会部局 42人 農業委員会部局 5人 水道企業部局 8人 議会部局 3人 消防部局 36人 計 263人	合併までに調整する。 定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化を図る。
職 員 の 給 与	給料 行政職給料表 8級制 394人 (技能労務職給料表 未分離 42人を含む)	給料 一般職給料表 8級制 232人 技能労務職給料表 6級制 31人	五泉市の制度を適用するが、技能労務職については、行政職給料表(二)を適用する。
消 防 団 の 組 織	分団数 7分団 定 員 422人、現 員 419人	分団数 7分団 定 員 385人、現 員 385人	合併時に組織を統一する。
消 防 団 の 出 場 手 当 等	①火災・予防出動手当 年額30,000円(1カ部) ②警戒出動手当 年額19,000円(1カ部) ③演習・訓練等出場手当 1日につき2,100円 ○水害・搜索出動手当 1人につき880円/時間	①火災の場合 1回につき 3,000円(1人) ②水害・搜索の場合 1回につき 5,000円(1人) ③その他 1日につき 3,000円(1人)	五泉市の制度の適用とするが、演習・訓練等出場手当については、1回につき3,000円とする。

表3 今回承認された行財政調整方針（その3）

項 目	現 況		調 整 方 針
	五 泉 市	村 松 町	
消 防 機 構	1本部1署	1本部1署	1本部1署とする。
総 合 計 画	期間 平成12年度から平成21年度 基本計画(前期) 平成12年度から平成16年度	期間 平成13年度から平成27年度 基本計画(前期) 平成13年度から平成17年度	新市において、新たに策定する。
都 市 計 画 税	税率 0.17%	税率 0.2%	五泉市の税率を適用する。
国民健康保険税	医療給付分 ①所得割 税率 8.1% ②均等割 一人当たり 22,000円 ③平等割 一世帯当たり 21,000円 介護給付分 ①所得割 税率 1.16% ②均等割 一人当たり 9,100円 ③平等割 一世帯当たり なし 納期 10期	医療給付分 ①所得割 税率 7.8% ②均等割 一人当たり 22,000円 ③平等割 一世帯当たり 21,000円 介護給付分 ①所得割 税率 1.0% ②均等割 一人当たり 5,800円 ③平等割 一世帯当たり 3,800円 納期 12期	納期は12期とし、税率は、所得割(応能割)、均等割と平等割の合算額(応益割)の割合が平準化を維持するように調整し、給付額に見合う税率を定める。
し尿の収集運搬	し尿のくみ取り運搬は業者に委託 くみ取り料徴収は業者に委託 くみ取り料 10ℓ当たり 67.2円	許可業者によるくみ取り運搬 くみ取り料 10ℓ当たり 69円	五泉市の例により合併時に統合する。
交通安全都市宣言	昭和40年7月10日宣言 毎年7月10日に記念式典開催	な し	新市に引き継ぐ。
子育て支援事業	出生児一人につき30,000円分の商品券 (アルバム付)	な し	五泉市の制度を適用する。
介護保険料	①65歳以上の保険料(年額) 第3段階 41,760円 ②普通徴収納期 10期	①65歳以上の保険料(年額) 第3段階 39,900円 ②普通徴収納期 12期	平成17年度までは、第2期事業運営期間内のため、それぞれの保険料とし、平成18年度から一本化する。 納期は12期とする。
農家組合長事務委託料	農家組合長事務委託料 3,543千円 均等割 7,000円×79組合 戸数割 1,200円×2,491戸 農家組合長会議費用弁償 なし	農家組合長報酬 2,064千円 均等割 6,420円×61組合 戸数割 880円×1,900戸 農家組合長会議費用弁償 2,000円×61組合	村松町の制度を適用する。
農業振興地域整備計画	平成10年10月15日 計画策定 平成17年から18年見直し	平成10年4月1日 計画策定 平成19年見直し	新市において、新たに策定する。
学 区	6小学校、3中学校の学区規定	5小学校、2中学校の学区規定	学校の管理運営・児童生徒の状況・施設の問題等が発生した時点で、地域住民の意見を考慮しながら学区に関する審議会を開催する。それまでの間は、現行の学区とする。

〒959-1692 五泉市大字太田1094-1

五泉市・村松町合併協議会事務局

TEL 43-3911 内線302・304

FAX 42-5151

メールアドレス gm-gappei@herb.ocn.ne.jp

ホームページアドレス

<http://www15.ocn.ne.jp/~gmgappei/>

第5回協議会の開催

◎日 時 11月24日(水) 午後1時30分

◎会 場 五泉市 総合会館中ホール

*傍聴を希望される人は、時間までにおいでください。